

2 国際第 号

関税割当公表第 7 4 号の 2

令和 3 年度の無糖れん乳の関税割当てについて

とうもろこし等の関税割当制度に関する省令(昭和 40 年農林省令第 13 号)第 6 条の規定に基づき、ミルク及びクリーム(濃縮又は乾燥をしたものに限るものとし、粉状、粒状その他の固形状のもの以外のもので、砂糖その他の甘味料を加えてないものに限る。以下「無糖れん乳」という。)の関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

令和 3 年 4 月 1 日

農 林 水 産 省

記

第 1 割当対象物品、割当数量及び通関期限

1 割当対象物品

無糖れん乳(関税暫定措置法(昭和 35 年法律第 36 号)別表第 1 第 0 4 0 2. 9 1 号に規定するもの)

2 割当数量 1, 5 0 0 トン

3 通関期限 令和 4 年 3 月 31 日

第 2 その他

その他関連事項に関しては、令和 3 年度の無糖れん乳の関税割当てについて(令和 3 年 3 月 11 日付け 2 国際第 942 号関税割当公表第 74 号)による。